

# 日医総研ワーキングペーパー

医療倫理（研究倫理・臨床倫理）に関する学生教育  
-日本の医学部・看護学部を対象とした調査研究-

No. 347

2015年9月5日

日本医師会総合政策研究機構 客員研究員  
前田正一



医療倫理（研究倫理・臨床倫理）に関する学生教育  
-日本の医学部・看護学部を対象とした調査研究-

【研究代表者】

前田 正一

（日本医師会総合政策研究機構 客員研究員、慶應義塾大学大学院 教授）

【共同研究者】

上白木悦子

（慶應義塾大学 SFC 研究所 医療倫理・医療安全教育研究・ラボ（山口県立大学 准教授）

村田真穂

（慶應義塾大学 SFC 研究所 医療倫理・医療安全教育研究・ラボ（慶應義塾大学 特任講師）

石川英里

（慶應義塾大学 SFC 研究所 医療倫理・医療安全教育研究・ラボ（慶應義塾大学 助教）

【キーワード】

- |        |        |        |         |
|--------|--------|--------|---------|
| ◆ 医療倫理 | ◆ 臨床倫理 | ◆ 研究倫理 | ◆ 研究者倫理 |
| ◆ 学生教育 | ◆ 医学部  | ◆ 看護学部 | ◆ 全国調査  |

## 【ポイント】

### （研究の背景と目的）

近年、医療の現場や医学研究の現場において、倫理的検討を要する課題が数多く生じるようになってきている。このため、世界中で、医学生等、医療系学生に対する医療倫理（臨床倫理、研究倫理）教育の重要性が唱えられるようになってきている。そうした中、日本医師会 第XI次生命倫理懇談会も、医療倫理に関する学生教育の重要性について明文で言及した。

しかし、日本における教育の実態は明らかになっていない。今後の教育のあり方や、医療倫理に関する政策のあり方を検討するためには、問題の所在を含む、日本の教育の実態を明らかにしておくことが不可欠である。

そこで、本研究は、日本のすべての医学部・看護学部を対象として、医療倫理教育の実態について調査することを目的とした。

### （研究の対象）

日本のすべての医学部（80 施設）と看護学部（218 施設）。

### （研究の方法）

郵送による無記名・自記式の質問紙調査。調査期間は平成 26 年 2 月 24 日～同年 3 月 7 日である。

### （質問紙の構成（調査項目））

質問紙は、《1》2014 年度における医療倫理の教育について、《2》教育の時期と時間数について、《3》教育内容について、などの 10 項目（大項目）で構成されている。

なお、《3》教育内容については、具体的なテーマを示して教育の有無を尋ねた。当該テーマについては、医療倫理、医事法、医療安全管理等に関する国内外の文献（論文、書籍）を精査、決定した。

### （回収率）

医学部 53.8% (43 施設)、看護学部 34.4% (75 施設) であった。

#### (分析方法)

各項目について、単純集計を行った。

#### (研究の意義)

本研究の結果は、日本での医療倫理教育の質の向上の議論において、貴重な基礎資料となる。さらに、本調査により、日本と諸外国の教育の実態を比較検討することが可能となるため、国際的にも高い意義がある。

#### (倫理的配慮)

本研究の実施にあたっては、研究代表者が所属する機関（慶應義塾大学）の研究倫理審査委員会に申請し、実施について承認を得た。

調査時には、説明文書を添付し、本研究の内容等について説明した。また、調査に協力していただける場合にのみ回答していただき、その回答により、研究参加について同意（インフォームド・コンセント）が得られたとみなすことを示した。

#### (結果)

##### ● 2014 年度における医療倫理教育について

ほとんどの医学部・看護学部が医療倫理教育を行う一方、教育を行わない医学部・看護学部があることが明らかになった（医学部：2.3%、看護学部：4.0%）。

また、教育を行う機関については、医療倫理に特化した科目を設けて教育を行う医学部が全体の 64.3%、看護学部が全体の 79.2%であることが明らかになった。

##### ● 教育内容について

医療倫理の基礎や、インフォームド・コンセント、守秘義務、個人情報保護などの基礎理論については、ほとんどの医学部・看護学部が教育を行っていることが明らかになった。

一方、治療行為の差し控え・中止に関する倫理問題など、具体的な医療行為に伴う倫理問題については、上記と比較すると、教育が進んでいないことが明らかにな

った。また、健康格差の問題など、いわゆる公衆衛生倫理に関する教育は進んでおらず、一部の教育機関のみが教育を行っていることが明らかになった。

● 教育の手法等について

すべての医学部とほぼすべての看護学部（98.6%）が、講義を採用していた。

一方、ロールプレイを採用する機関は、医学部の31.7%、看護学部の11.1%であった。知識習得型の教育方法が広く採用されている一方で、問題解決型の教育は進んでいないことが明らかになった。

なお、講義については、臨床実習中ないしは臨床実習後に講義を行う機関も多く、医学部の約4割、看護学部の約6割に達していることが明らかになった。

● 成績評価方法について

ほぼすべての医学部（97.6%）・看護学部（98.6%）が、評価を行っていた。

また、ほとんどの医学部（82.5%）、多くの看護学部（60.9%）が筆記試験を行い、医学部については、多くの医学部（75.0%）が出席回数も評価の対象としていた。

● 教育責任者について

ほとんどの医学部（97.6%）・看護学部（88.9%）が各学部に所属する教員がその任務を担っていたものの、その者が専門とする教育研究の領域が医療倫理の領域である機関は、医学部の22.0%、看護学部の45.8%と、その割合は低いことが明らかになった。

● 実際の教育実施者について

教育実施者の中に医療倫理を専門とする教育研究者が含まれている機関は、医学部の47.5%、看護学部の70.4%であった。その者が学内の者である割合は、医学部の52.6%、看護学部の80.0%であった。

また、実際の教育担当者について、医師免許、看護師免許等の医療系の免許を取得している者が含まれている機関は、医学部の95.0%、看護学部の91.3%であった。

## ● 研究倫理教育について

研究倫理に関する重大な問題が相次いで報道されて以降、研究倫理教育のあり方を検討した機関は、医学部の 28.6%、看護学部の 18.1%であった。そして、教育のあり方を検討した機関については、医学部・看護学部ともに、教育内容について検討した学部が最も多く、それを検討した機関が、医学部の 66.7%、看護学部の 76.9%であった。

また、研究倫理教育について、教育のあり方について検討するべきであるという意見が出された機関は、医学部の 42.9%、看護学部の 22.2%であった。そして、意見の内容については、医学部・看護学部ともに、教育内容についての意見が最も多く、教育内容について意見が出された機関は、医学部の 76.5%、看護学部の 86.7%であった。

### (研究の限界)

本研究では、質問紙調査の回収率が、医学部の場合で 53.8% (43 施設)、看護学部の場合で 34.4% (75 施設) であった。このため、無回答大学の実態を加えると、本報告書で示す結果 (割合等) が変わる可能性がある。

ただし、本研究結果からは、有益な情報が少なからず得られたと言える。例えば、教育の実施率についても、その割合は正確には明らかにならないが、それでも、教育を行っていない医学部や看護学部があることが明らかになったことは、そのこと自体で大きな意義があると言える。

## 目次

1. 研究の背景と目的.....	1
2. 研究の対象と方法.....	1
1) 研究の対象.....	1
2) 研究の方法.....	1
3) 質問紙の構成（調査項目）.....	2
4) 分析方法.....	2
5) 回収率.....	3
3. 倫理的配慮.....	3
4. 研究の結果.....	14
5. 考察.....	39
6. 研究の限界.....	43
7. 謝辞.....	43



## 1. 研究の背景と目的

近年、医療技術の進歩や、患者の意識・家族形態の変化、医療政策の変更等により、医療現場や医学研究の現場において、倫理的検討を要する課題が数多く生じるようになってきている。このため、世界中で、医学生等に対する医療倫理（臨床倫理、研究倫理）教育の重要性が唱えられるようになってきている。そうした中、日本医師会 第ⅩⅥ次生命倫理懇談会も、医療倫理に関する学生教育の重要性について明文で言及した。

しかし、日本における教育の実態（教育内容、教育方法、教育時間、教育者の専門分野、教育体制など）は明らかになっていない。今後の教育のあり方や、医療倫理に関する指針の内容等（例えば、医学研究に関する政府指針の内容）を検討するためには、問題の所在を含む、日本の教育の実態を明らかにしておくことが不可欠である。

そこで、本研究は、日本のすべての医学部・看護学部を対象として、医療倫理教育の実態について調査することを目的とした。

## 2. 研究の対象と方法

### 1) 研究の対象

本研究では、日本の教育機関のうち、全ての医学部（80校）と看護系学部（218校）を対象とした。

上記の教育機関の特定と住所等の把握は、文部科学省が管轄する教育機関については、下記の文部科学省による公表資料に基づき行った。また、防衛医科大学については、同行のホームページより行った。

医学部：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/iryou/1337440.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/1337440.htm)

看護学部：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kango/1336782.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kango/1336782.htm)

### 2) 研究の方法

本研究では、郵送による無記名自記式の質問紙調査を行った。上記の教育機関へ調査説明書と質問紙を郵送し、学部長（関連教育に従事している職員）に回答を依頼した。

質問紙の発送日は、平成 26 年 2 月 24 日、回答の締め切り日は、平成 26 年 3 月 7 日とした。

### 3) 質問紙の構成 (調査項目)

質問紙は、下記の 10 項目 (大項目) で構成されている。なお、《3》教育内容については、具体的なテーマを示して教育の有無を尋ねた。当該テーマについては、医療倫理、医事法、医療安全管理等に関する国内外の文献 (論文、書籍) を精査、決定した。

- 《1》 2014 年度における医療倫理の教育について
- 《2》 教育の時期と時間数について
- 《3》 教育内容について
- 《4》 教育の手法等について
- 《5》 成績評価方法について
- 《6》 教育責任者について
- 《7》 教育実施者について
- 《8》 研究倫理に関する今後の教育について
- 《9》 回答者の属性
- 《10》 自由記載

### 4) 分析方法

各項目について、単純集計を行った。

## 5) 回収率

本調査における、質問紙の回収率は、以下のとおりであった。

	医学部	看護系学部
配布数	80	218
未着数	0	0
回収数	43	75
回収率* (%)	53.8	34.4

$$* \text{回収率} = \frac{\text{回収数}}{\text{配布数} - \text{未着数}}$$

## 3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたっては、研究代表者が所属する機関（慶應義塾大学）の研究倫理審査委員会に申請し、その承認を得て行った。

調査時には、説明文書を添付し、本研究の内容等について説明した。また、調査に協力していただける場合にのみ回答していただき、その回答により、研究参加について同意（インフォームド・コンセント）が得られたとみなすことを示した。

## 4. 研究の結果

本研究の結果は、以下のとおりであった。ここでは、まず四角の枠の中で質問内容（原文）を示したうえで、続いて、研究結果を表で示す。

### 1. 2014年度における医療倫理の教育について

(1) あなたの教育機関では、2014年度、学部学生を対象として、医療倫理の教育を行いますか。該当する数字に○印を付けてください。

1. 行う

2. 行わない（設問9へ）

2014年度に、学部学生を対象として、医療倫理教育を行うかについて尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、行う、と回答した機関は97.7%/96.0%であった。

	医学部 (n=43) n (%)	看護学部 (n=75) n (%)
1. 行う	42 (97.7%)	72 (96.0%)
2. 行わない	1 (2.3%)	3 (4.0%)

無回答については、欠損値として除外した。

(2) (1)で「1. 行う」と回答した方にお尋ねします。医療倫理に特化した科目を設けて教育するかどうかについて、該当する数字すべてに○印を付けてください。また、その上で、当該科目の必修・選択の別について、該当する□にレ点を入れてください。

1. 医療倫理に特化した科目を設けて教育する

必修科目                       選択科目

2. 他の科目の中で、医療倫理の内容について教育する

必修科目                       選択科目

2014年度に学部学生に対して医療倫理教育を行う、と回答した機関に対し、医療倫理に特化した科目を設けて教育するか、また、当該科目が必修科目か選択科目かを尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、医療倫理に特化した科目を設けて教育する、と回答した機関は64.3%/79.2%であり、当該科目が必修科目である機関は96.3%/86.0%、選択科目である機関は7.4%/19.3%であった。

他の科目の中で、医療倫理の内容について教育する、と回答した機関は、71.4%/65.3%であり、当該科目が必修科目である機関は100.0%/84.8%、選択科目である機関は13.3%/37.0%であった。

	医学部 (n=42) n (%)	看護学部 (n=72) n (%)
1. 医療倫理に特化した科目を設けて教育する	27 (64.3%)	57 (79.2%)
2. 他の科目の中で、医療倫理の内容について教育する	30 (71.4%)	47 (65.3%)

無回答については、欠損値として除外した。

● 必修科目・選択科目の別 - 医療倫理に特化した科目を設けて教育する場合

	医学部 (n=27) n (%)	看護学部 (n=57) n (%)
必修科目	26 (96.3%)	49 (86.0%)
選択科目	2 (7.4%)	11 (19.3%)

無回答については、欠損値として除外した。

● 必修科目・選択科目の別 - 他の科目の中で、医療倫理の内容について教育する場合

	医学部 (n=30) n (%)	看護学部 (n=46) n (%)
必修科目	30 (100.0%)	39 (84.8%)
選択科目	4 (13.3%)	17 (37.0%)

無回答については、欠損値として除外した。

## 2. 教育の時期と時間数について

医療倫理教育は、どの学年の学生へ、何時間行いますか。教育を行わない学年には「0」を、教育を行う学年には時間数（例えば、90分の場合には「1.5」）を記入してください。

1 学年： 合計（            ）時間  
2 学年： 合計（            ）時間  
3 学年： 合計（            ）時間  
4 学年： 合計（            ）時間  
5 学年： 合計（            ）時間（医学科のみ回答）  
6 学年： 合計（            ）時間（医学科のみ回答）

教育の時間数について、尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、全学年の合計時間数が「5時間未満」と回答した機関は0.0%/9.9%、「5時間以上10時間未満」と回答した機関は7.1%/2.8%、「10時間以上20時間未満」と回答した機関は16.7%/33.8%、「20時間以上30時間未満」と回答した機関は11.9%/16.9%、「30時間以上40時間未満」と回答した機関は21.4%/16.9%、「40時間以上50時間未満」と回答した機関は4.8%/4.2%、「50時間以上」と回答した機関は38.1%/15.5%であった。

	医学部 (n=42) n (%)	看護学部 (n=71) n (%)
5 時間未満	0 (0%)	7 (9.9%)
5 時間以上 10 時間未満	3 (7.1%)	2 (2.8%)
10 時間以上 20 時間未満	7 (16.7%)	24 (33.8%)
20 時間以上 30 時間未満	5 (11.9%)	12 (16.9%)
30 時間以上 40 時間未満	9 (21.4%)	12 (16.9%)
40 時間以上 50 時間未満	2 (4.8%)	3 (4.2%)
50 時間以上	16 (38.1%)	11 (15.5%)

無回答については、欠損値として除外した。





神科医療」と回答した機関は 54.8%/48.6%、「輸血拒否」と回答した機関は 64.3%/37.5%、「治療の差し控え・中止」と回答した機関は 52.4%/37.5%、「積極的安楽死」と回答した機関は 59.5%/45.8%、「脳死論」と回答した機関は 61.9%/58.3%、「臓器移植（生体・脳死）」と回答した機関は 73.8%/68.1%、「再生医療・クローン技術」と回答した機関は 57.1%/37.5%、「医療事故」と回答した機関は 76.2%/72.2%、「臨床倫理問題への対処法」と回答した機関は 50.0%/59.7%、「臨床倫理委員会」と回答した機関は 38.1%/37.5%であった。

さらに、「医療資源の配分」と回答した機関は 45.2%/34.7%、「予防接種の義務化」と回答した機関は 21.4%/25.0%、「健康格差」と回答した機関は 26.2%/33.3%であった。

また、「研究倫理の基礎（歴史的背景等）」と回答した機関は 64.3%/72.2%、「研究倫理指針」と回答した機関は 50.0%/62.5%、「研究倫理委員会」と回答した機関は 40.5%/40.3%であった。

「その他」と回答した機関は、7.1%/11.1%であった。

	医学部 (n=42) n (%)	看護学部 (n=72) n (%)
1. 倫理学の基礎	30 (71.4%)	56 (77.8%)
2. 法学の基礎	25 (59.5%)	18 (25.0%)
3. 医療倫理の基礎（四原則など）	40 (95.2%)	62 (86.1%)
4. インフォームド・コンセント	40 (95.2%)	69 (95.8%)
5. 守秘義務	35 (83.3%)	66 (91.7%)
6. 個人情報保護	33 (78.6%)	64 (88.9%)
7. 生殖補助医療	29 (69.0%)	47 (65.3%)
8. 遺伝子診断	33 (78.6%)	44 (61.1%)
9. 人工妊娠中絶	25 (59.5%)	51 (70.8%)
10. 病名告知	28 (66.7%)	53 (73.6%)
11. 小児科医療	24 (57.1%)	31 (43.1%)
12. 精神科医療	23 (54.8%)	35 (48.6%)
13. 輸血拒否	27 (64.3%)	27 (37.5%)

14. 治療の差し控え・中止	22 (52.4%)	27 (37.5%)
15. 積極的安楽死	25 (59.5%)	33 (45.8%)
16. 脳死論	26 (61.9%)	42 (58.3%)
17. 臓器移植（生体・脳死）	31 (73.8%)	49 (68.1%)
18. 再生医療・クローン技術	24 (57.1%)	27 (37.5%)
19. 医療事故	32 (76.2%)	52 (72.2%)
20. 臨床倫理問題への対処法	21 (50.0%)	43 (59.7%)
21. 臨床倫理委員会	16 (38.1%)	27 (37.5%)
22. 医療資源の配分	19 (45.2%)	25 (34.7%)
23. 予防接種の義務化	9 (21.4%)	18 (25.0%)
24. 健康格差	11 (26.2%)	24 (33.3%)
25. 研究倫理の基礎（歴史的背景等）	27 (64.3%)	52 (72.2%)
26. 研究倫理指針	21 (50.0%)	45 (62.5%)
27. 研究倫理委員会	17 (40.5%)	29 (40.3%)
28. その他	3	8

(7.1%)

(11.1%)

---

無回答については、欠損値として除外した。

#### 4. 教育の手法等について

(1) 医療倫理教育で用いる教育の手法について、該当する数字すべてに○印をつけてください。

- |          |                 |                      |
|----------|-----------------|----------------------|
| 1. 講義    | 2. グループディスカッション | 3. ロールプレイ            |
| 4. ビデオ供覧 | 5. 課題発表         | 6. その他（            ） |

医療倫理教育で用いる教育の手法について、複数回答式で尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、「講義」と回答した機関は 100.0%／98.6%、「グループディスカッション」と回答した機関は 68.3%／81.9%、「ロールプレイ」と回答した機関は 31.7%／11.1%、「ビデオ供覧」と回答した機関は 51.2%／50.0%、「課題発表」と回答した機関は 56.1%／43.1%、「その他」と回答した機関は 12.2%／2.8%であった。

	医学部 (n=41) n (%)	看護学部 (n=72) n (%)
1. 講義	41 (100.0%)	71 (98.6%)
2. グループディスカッション	28 (68.3%)	59 (81.9%)
3. ロールプレイ	13 (31.7%)	8 (11.1%)
4. ビデオ供覧	21 (51.2%)	36 (50.0%)
5. 課題発表	23 (56.1%)	31 (43.1%)
6. その他	5 (12.2%)	2 (2.8%)

無回答については、欠損値として除外した。

(2) (1)で「1. 講義」を選択された方にお尋ねします。医療倫理教育全体の中で、手法として、「1. 講義」が占める割合について、該当する数字すべてに○印を付けてください。

1. 25%未満      2. 25%以上 50%未満      3. 50%以上 75%未満  
4. 75%以上 100%未満      5. 100%

(1)で「1. 講義」と回答した教育機関に対し、医療倫理教育全体の中の講義が占める割合について尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、「25%未満」と回答した機関は5.0%/6.0%、「25%以上 50%未満」と回答した機関は22.5%/28.4%、「50%以上 75%未満」と回答した機関は22.5%/44.8%、「75%以上 100%未満」と回答した機関は27.5%/17.9%、「100%」と回答した機関は22.5%/3.0%であった。

	医学部 (n=40) n (%)	看護学部 (n=67) n (%)
1. 25%未満	2 (5.0%)	4 (6.0%)
2. 25%以上 50%未満	9 (22.5%)	19 (28.4%)
3. 50%以上 75%未満	9 (22.5%)	30 (44.8%)
4. 75%以上 100%未満	11 (27.5%)	12 (17.9%)
5. 100%	9 (22.5%)	2 (3.0%)

無回答、複数回答については、欠損値として除外した。



(3) (1)で「1. 講義」を選択された方にお尋ねします。臨床実習の時期との関係では、講義はどの時期に行いますか。該当する数字すべてに○印を付けてください。

1. 臨床実習前                      2. 臨床実習中                      3. 臨床実習後

(1)で「1. 講義」と回答した教育機関に対し、臨床実習の時期との関係で、講義をどの時期に行っているかについて、複数回答式で尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、「臨床実習前」と回答した機関は 97.6% / 93.0%、「臨床実習中」と回答した機関は 17.1% / 16.9%、「臨床実習後」と回答した機関は 22.0% / 43.7%であった。

	医学部 (n=41) n (%)	看護学部 (n=71) n (%)
1. 臨床実習前	40 (97.6%)	66 (93.0%)
2. 臨床実習中	7 (17.1%)	12 (16.9%)
3. 臨床実習後	9 (22.0%)	31 (43.7%)

無回答については、欠損値として除外した。

## 5. 成績評価方法について

教育後の成績評価の有無について、該当する数字に○印を付けてください。

### 1. 評価をしている。

(具体的な方法につき、該当する□のすべてにシ点を付けてください。)

- 筆記試験       レポート       口頭発表  
 出席回数       その他 (            )

### 2. 評価はしていない。

教育後の成績評価の有無を尋ね、さらに、評価を行っている教育機関に対し、評価方法を複数回答式で尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、評価している、と回答した機関は 97.6% / 98.6%であった。

また、評価している、と回答した機関のうち、評価方法として、「筆記試験」と回答した機関は 82.5% / 60.9%、「レポート」と回答した機関は 85.0% / 94.2%、「口頭発表」と回答した機関は 52.5% / 37.7%、「出席回数」と回答した機関は 75.0% / 43.5%、「その他」と回答した機関は 10.0% / 8.7%であった。

	医学部 (n=41) n (%)	看護学部 (n=71) n (%)
1. 評価している。	40 (97.6%)	70 (98.6%)
2. 評価していない。	1 (2.4%)	1 (1.4%)

無回答、複数回答については、欠損値として除外した。

● 評価方法 - 評価している医学部・看護学部を対象

	医学部 (n=40) n (%)	看護学部 (n=69) n (%)
1. 筆記試験	33 (82.5%)	42 (60.9%)
2. レポート	34 (85.0%)	65 (94.2%)
3. 口頭発表	21 (52.5%)	26 (37.7%)
4. 出席回数	30 (75.0%)	30 (43.5%)
5. その他	4 (10.0%)	6 (8.7%)

無回答については、欠損値として除外した。



(2) 責任者が専門とする教育研究の領域について、該当する数字に○印を付けてください。

1. 医療倫理の領域

2. 医療倫理以外の領域

医療倫理教育の責任者が専門とする教育研究の領域について尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、「医療倫理の領域」と回答した機関は22.0%/45.8%、「医療倫理以外の領域」と回答した機関は85.4%/62.5%であった。

	医学部 (n=41) n (%)	看護学部 (n=72) n (%)
1. 医療倫理の領域	9 (22.0%)	33 (45.8%)
2. 医療倫理 <u>以外</u> の領域	35 (85.4%)	45 (62.5%)

無回答については、欠損値として除外した。

(3) 責任者の卒業学部について、該当する数字に○印を付けてください。

1. 医学部（医学科）      2. 看護系学部      3. 文学部      4. 法学部  
5. その他（                      ）

医療倫理教育の責任者の卒業学部について尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、「医学部（医学科）」と回答した機関は 85.4%/21.1%、「看護系学部」と回答した機関は 2.4%/60.6%、「文学部」と回答した機関は 17.1%/29.6%、「法学部」と回答した機関は 2.4%/4.2%、「その他」と回答した機関は 14.6%/16.9%であった。

	医学部	看護学部
	(n=41)	(n=71)
	n (%)	n (%)
1. 医学部（医学科）	35 (85.4%)	15 (21.1%)
2. 看護系学部	1 (2.4%)	43 (60.6%)
3. 文学部	7 (17.1%)	21 (29.6%)
4. 法学部	1 (2.4%)	3 (4.2%)
5. その他	6 (14.6%)	12 (16.9%)

無回答については、欠損値として除外した。

(4) 責任者の医療系免許（医師免許、看護師免許等）の取得について、該当する数字に○印を付けてください。また、免許を取得している場合には、その名称を記述してください。

1. 免許の取得者である（名称：            ）      2. 免許の取得者ではない

医療倫理教育の責任者の医療系免許の取得について、取得者の場合には、その名称について尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、医療系免許の取得者である、と回答した機関は 89.7%/85.5%であった。

	医学部 (n=39) n (%)	看護学部 (n=69) n (%)
1. 免許の取得者である	35 (89.7%)	59 (85.5%)
2. 免許の取得者ではない	7 (17.9%)	11 (15.9%)

無回答については、欠損値として除外した。

## 7. 教育実施者について

実際に教育を担当する者（設問 6 で示す教育責任者が、教育担当者でもある場合には、その者も含む。）についてお尋ねします。

(1) 教育担当者は、学内の教員のみで構成されていますか。

1. はい

2. いいえ

医療倫理教育を実際に担当する者について、学内の教員のみで構成されているかを尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、学内の教員のみで構成されている、と回答した機関は 27.5%/62.0%であった。

	医学部 (n=40) n (%)	看護学部 (n=71) n (%)
1. はい	11 (27.5%)	44 (62.0%)
2. いいえ	29 (72.5%)	27 (38.0%)

無回答、複数回答については、欠損値として除外した。



(2) 教育担当者の中には、医療倫理を専門として教育研究を行っている者がいますか。該当する数字に○印を付けてください。(1. 2. については、複数選択可)

1. いる(学内の者)      2. いる(学外の者)      3. いない

教育担当者の中に、医療倫理を専門とする教育研究者がいるかについて尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、いる、と回答した機関は 47.5%/70.4%であった。いる、と回答した機関のうち、「学内の者」と回答した機関は 52.6%/80.0%であった。「学外の者」と回答した機関は 68.4%/30.0%であった。

	医学部 (n=40) n (%)	看護学部 (n=71) n (%)
いる	19 (47.5%)	50 (70.4%)
いない	21 (52.5%)	21 (29.6%)

無回答、複数回答については、欠損値として除外した。

● 医療倫理を専門とする教育研究者の所属

	医学部 (n=19) n (%)	看護学部 (n=50) n (%)
学内の者	10 (52.6%)	40 (80.0%)
学外の者	13 (68.4%)	15 (30.0%)

無回答については、欠損値として除外した。

(3) 教育担当者の中には、下記の学部を卒業した者がいますか。それぞれについて、該当する数字に○印を付けてください。

- |             |   |                |        |
|-------------|---|----------------|--------|
| 1. 医学部（医学科） | ： | 1. いる          | 2. いない |
| 2. 看護系学部    | ： | 1. いる          | 2. いない |
| 3. 文学部      | ： | 1. いる          | 2. いない |
| 4. 法学部      | ： | 1. いる          | 2. いない |
| 5. その他      | ： | 1. いる（_____学部） | 2. いない |

教育担当者の卒業学部について尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、教育担当者の中に「医学部（医学科）」の卒業者がいる、と回答した機関は 95.0%/44.9%であった。「看護系学部」の卒業者がいる、と回答した機関は 35.0%/76.8%、「文学部」の卒業者がいる、と回答した機関は 37.5%/37.7%、「法学部」の卒業者がいる、と回答した機関は 32.5%/15.9%、「その他」の卒業者がいる、と回答した機関は 47.5%/20.3%であった。

	医学部 (n=40) n (%)	看護学部 (n=69) n (%)
1. 医学部（医学科）	38 (95.0%)	31 (44.9%)
2. 看護系学部	14 (35.0%)	53 (76.8%)
3. 文学部	15 (37.5%)	26 (37.7%)
4. 法学部	13 (32.5%)	11 (15.9%)
5. その他	19 (47.5%)	14 (20.3%)

無回答および複数回答については、欠損値として除外した。



●医療系の免許の取得者がいる場合の免許の内訳

	医学部 (n=37) n (%)	看護学部 (n=63) n (%)
医師	37 (100.0%)	34 (54.0%)
看護師	13 (35.1%)	53 (84.1%)
その他	8 (21.6%)	9 (14.3%)

無回答については、欠損値として除外した。

## 8. 研究倫理に関する今後の教育について

2012年、日本麻酔科学会は、同学会員が国内外の雑誌に発表した論文のうち、172の論文に捏造があったことを発表しました。また、同年、iPS細胞から誘導した心筋細胞移植を初めてヒトで行ったとする研究について、虚偽の発表であるとの報道がなされました。2013年には、高血圧治療薬ディオバンをめぐる臨床研究について、データの改ざんや利益相反があったことが報道されました。このように、特に近年、相次いで研究倫理に関する重大な問題が報道されています。

(1) 上記のケース発生後、あなたの機関では、研究倫理教育のあり方について、学部内で正式に検討することがありましたか。検討の有無について該当する数字を選択してください。

1. あった (その内容について、該当する□にし点を入れてください。)

- 教育時期    教育時間の不足    教育内容    教育方法  
 評価方法    教員の不足    教員の専門性    その他(      )

2. なかった

研究倫理に関する重大な問題が報道されるなか、研究倫理教育のあり方について、学部内で正式に検討することがあったかについて尋ねた。また、検討することがあった教育機関に対し、その内容について複数回答式で尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、あった、と回答した機関は28.6%/18.1%であった。

また、あった、と回答した機関のうち、「教育時期」と回答した機関は58.3%/46.2%、「教育時間の不足」と回答した機関は16.7%/0.0%、「教育内容」と回答した機関は66.7%/76.9%、「教育方法」と回答した機関は58.3%/38.5%、「評価方法」と回答した機関は8.3%/7.7%、「教員の不足」と回答した機関は0.0%/7.7%、「教員の専門性」と回答した機関は0.0%/15.4%、「その他」と回答した機関は8.3%/15.4%であった。

	医学部 (n=42) n (%)	看護系学部 (n=72) n (%)
1. あった	12 (28.6%)	13 (18.1%)
2. なかった	30 (71.4%)	59 (81.9%)

無回答および複数回答については、欠損値として除外した。

● 研究倫理教育のあり方についての検討 - 検討内容

	医学部 (n=12) n (%)	看護学部 (n=13) n (%)
a. 教育時期	7 (58.3%)	6 (46.2%)
b. 教育時間の不足	2 (16.7%)	0 (0.0%)
c. 教育内容	8 (66.7%)	10 (76.9%)
d. 教育方法	7 (58.3%)	5 (38.5%)
e. 評価方法	1 (8.3%)	1 (7.7%)
f. 教員の不足	0 (0.0%)	1 (7.7%)
g. 教員の専門性	0 (0.0%)	2 (15.4%)
h. その他	1 (8.3%)	2 (15.4%)

無回答については、欠損値として除外した。



(2) 上記のケース発生後、あなたの機関では、研究倫理教育のあり方について検討すべきであるという意見が、教員から出されたことはありましたか。意見の有無について該当する数字を選択した上で、あった場合には、その内容を記入して下さい。

1. あった (その内容について、該当する□にシ点を付けてください。)

- 教育時期    教育時間の不足    教育内容    教育方法  
 評価方法    教員の不足    教員の専門性    その他 (      )

2. なかった

研究倫理に関する重大な問題が報道されるなか、研究倫理教育のあり方について検討すべきであるという意見が、教員から出されたことはあったかを尋ねた。また、検討すべきであるという意見があったと回答した機関に対し、その内容について複数回答式で尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、あった、と回答した機関は 42.9% / 22.2%であった。

また、あった、と回答した機関のうち、「教育時期」と回答した機関は 29.4% / 46.7%、「教育時間の不足」と回答した機関は 23.5% / 20.0%、「教育内容」と回答した機関は 76.5% / 86.7%、「教育方法」と回答した機関は 52.9% / 53.3%、「評価方法」と回答した機関は 17.6% / 6.7%、「教員の不足」と回答した機関は 5.9% / 20.0%、「教員の専門性」と回答した機関は 0.0% / 20.0%、「その他」と回答した機関は 11.8% / 6.7%であった。

	医学部 (n=42) n (%)	看護系学部 (n=72) n (%)
1. あった	18 (42.9%)	16 (22.2%)
2. なかった	24 (57.1%)	56 (77.8%)

無回答および複数回答については、欠損値として除外した。

● 研究倫理教育のあり方について検討するべきであるという意見 - 検討内容

	医学部 (n=17) n (%)	看護系学部 (n=15) n (%)
a. 教育時期	5 (29.4%)	7 (46.7%)
b. 教育時間の不足	4 (23.5%)	3 (20.0%)
c. 教育内容	13 (76.5%)	13 (86.7%)
d. 教育方法	9 (52.9%)	8 (53.3%)
e. 評価方法	3 (17.6%)	1 (6.7%)
f. 教員の不足	1 (5.9%)	3 (20.0%)
g. 教員の専門性	0 (0.0%)	3 (20.0%)
h. その他	2 (11.8%)	1 (6.7%)

無回答については、欠損値として除外した。

(3) (1)で「1. あった」と回答した方にお尋ねします。その検討の内容は、2014年度の教育内容に反映されていますか。反映されている場合は、その内容を記入して下さい。また、反映されていない場合は、その理由を記入して下さい。

1. 反映されている (内容: )  
 2. 反映されていない (理由: )

(1)で、「1. あった」と回答した機関に対し、その検討の内容が、2014年度の教育内容に反映されているかどうかを尋ねた。さらに、反映されている機関に対しては、その内容を、反映されていない機関に対しては、その理由を尋ねた。

その結果、医学部・看護学部のそれぞれについて、反映されている、と回答した機関は90.9%/90.0%であった。

	医学部	看護学部
	(n=11)	(n=10)
	n (%)	n (%)
1. 反映されている	10 (90.9%)	9 (90.0%)
2. 反映されていない	1 (9.1%)	1 (10.0%)

無回答および複数回答については、欠損値として除外した。

### 9. あなたの教育機関について

あなたの教育機関についてご記入ください。該当する数字には○印をつけてください。

大学形態： 1. 総合大学                      2. 単科大学

設置主体： 1. 国・国立大学法人    2. 都道府県市・公立大学法人    3. 学校法人

定員： 一学年（        ）名（平成26年度入学者の定員をご記入ください。）

回答医療機関の属性を以下に示す。

	医学部 (n=40) n (%)	看護系学部 (n=66) n (%)
大学形態		
総合大学	29 (72.5%)	53 (80.3%)
単科大学	11 (27.5%)	13 (19.7%)
設置主体		
国・国立大学法人	23 (57.5%)	25 (37.9%)
都道府県市・公立大学法人	3 (7.5%)	14 (21.2%)
学校法人	14 (3.5%)	27 (40.9%)
定員数		
最小値	75.0	40.0
最大値	170.0	275.0
平均	113.30	94.21
中央値	110.00	80.00
平均値の標準誤差	2.286	5.221
標準偏差	14.458	42.418

無回答については、欠損値として除外した。

## 5. 考察

### 1) 2014年度における医療倫理教育について

ほとんどの医学部・看護学部が医療倫理教育を行う一方、教育を行わない医学部・看護学部があることが明らかになった（医学部：2.3%、看護学部：4.0%）。教育を行っていない医学部や看護学部があることは、問題があると言える。その理由として、一つには、下記にも示すように教育者不足をあげることができようが、その点以外からも、教育が行われていない理由を明らかにすることは、今後の重要な課題といえる。冒頭で示したように、近年、国内外において学生を対象とした医療倫理教育の重要性が指摘されているのである。

また、教育を行う機関については、医療倫理に特化した科目を設けている医学部が全体の64.3%、看護学部が全体の79.2%であることが明らかになった。このように多くの医学部・看護学部で、医療倫理に特化して教育が行われることは、医療倫理教育の質の向上の点からも望ましいと言える。その一方で、医学部の約35%、看護学部の約20%において、医療倫理に特化した科目が設けられていなかった。上記と同様に、その理由として、一つには、教育者不足をあげることができようが、その点以外からも、理由を探る必要があろう。特化した科目が設けられていることと、教育の質の高さの関係については、本研究から明らかにすることはできないが、一般的には、医療倫理に特化した科目が設けられている場合には、そうではない場合と比較して、教育の質も高いと思われる。

### 2) 教育内容について

医療倫理の基礎や、インフォームド・コンセント、守秘義務、個人情報保護などの基礎理論については、ほとんどの医学部・看護学部が教育を行っていることが明らかになった。一方、治療行為の差し控え・中止に関する倫理問題など、個別の医療行為に伴う倫理問題については、上記と比較すると、教育が進んでいないことが明らかになった。また、健康格差の問題など、いわゆる公衆衛生倫理に関する教育は進んでおらず、一部の教育機関のみが教育を行っていることが明らかになった。

基礎理論についての知識は、個別の医療行為に伴う倫理問題について検討する場合にも重要となる。このため、ほとんどの医学部・看護学部において、基礎理論の教育が行われていることは望ましい。

そして、個別の医療行為に伴う倫理問題には、それ特有のものがある。例えば、生命維持治療の差し控え・中止についても、近年、日本医師会や厚生労働省、各種医学会が関連

の指針を策定している。このため、今後は、基礎理論についての教育とともに、個別の医療行為に伴う倫理問題についても、教育が行われることが望ましいと言える。

### 3) 教育の手法等について

すべての医学部とほぼすべての看護学部（98.6%）が、講義を採用していた。一方、ロールプレイを採用する機関は、医学部の31.7%、看護学部の11.1%であった。知識習得型の教育方法が広く採用されている一方で、問題解決型の教育は進んでいないことが明らかになった。その理由としても、教育者不足を挙げることができよう。問題解決能力を養成するための教育には、知識を習得するための教育と比較して、医療倫理に関する一層高度な専門知識や実務能力が求められるのである。

例えば、がんの告知の問題や有害事象の患者への情報開示の問題をとってみてもわかるように、知識習得型の教育のみでは、現場での対応が難しいと言える場合があることがわかる。このため、今後は、問題解決能力の養成のための教育についても、取り組みがなされるべきであろう。

なお、講義については、臨床実習中ないしは臨床実習後に講義を行う機関も多く、医学部の約4割、看護学部の約6割に達していることが明らかになった。このことは、望ましいと言えるであろう。臨床倫理に関する知識は、現場の状況を知っている方が、理解が深まると一般的には言うことができるのである。

### 4) 成績評価方法について

ほぼすべての医学部（97.6%）・看護学部（98.6%）が成績評価を行っていた。また、ほとんどの医学部（82.5%）、多くの看護学部（60.9%）が筆記試験を行い、また、医学部については、多くの医学部（75.0%）が出席回数も評価の対象としていた。

評価については、一般的には、評価を行うほうが学生の学習意欲が高まると考えられること、また、評価の方法については、筆記試験が客観的評価をしやすいことなどが、上記の理由であろう。

### 5) 教育責任者について

ほとんどの医学部（97.6%）・看護学部（88.9%）が各学部に所属する教員がその任務を担っていたものの、その者が専門とする教育・研究の領域が医療倫理の領域である機関は、



医学部の 22.0%、看護学部の 45.8%と、その割合は低いことが明らかになった。

日本では、医療倫理分野の研究者は少なく、また、医学系の大学においても、医療医倫学講座等、医療倫理に特化して教育・研究を行う部門を設置している大学は少ない。このことが、上記の理由であると考えられる。医療倫理分野の研究者が少ないことの原因や、医療医倫学講座等、医療倫理に特化して教育・研究を行う部門が少ないことの原因を検討することは本報告書の対象外であるが（先の理由には、双方が関係しているのであろう）、講義内容の決定についてみても、専門家がそれを行うほうがよいと言えることからすれば、わが国は、上記の双方の点を直視して、対応を急ぐ必要がある。

#### 6) 実際の教育実施者について

教育実施者の中に医療倫理を専門とする教育研究者が含まれている機関は、医学部の 47.5%、看護学部の 70.4%であった。その者が学内の者である割合は、医学部の 52.6%、看護学部の 80.0%であった。

特に医学部では、教育実施の中に医療倫理を専門とする教育研究者が含まれている割合、また、その者が学内の者である割合は約半数であったが、この理由および対策としては、上記と同じことが言えよう。

なお、実際の教育担当者について、医師免許、看護師免許等の医療系の免許を取得している者が含まれている機関は、医学部の 95.0%、看護学部の 91.3%であった。医療倫理教育においては、医療や医学系研究の現場の状況（問題がある場合には、その状況を含む）を学生に把握してもらうことが重要である。これらが、上記の理由であると思われる。また、上記の現状は望ましいと言えよう。

#### 7) 研究倫理教育について

相次ぐ重大問題の報道後、研究倫理教育について、教育のあり方について検討するべきであるという意見が出された機関は、医学部の 42.9%、看護学部の 22.2%であった。そして、研究倫理教育のあり方を検討した機関は、医学部の 28.6%、看護学部の 18.1%であった。

教育のあり方について検討した医学部や看護学部の割合が低い理由について、早急に明らかにする必要がある。特に医学部においては、研究倫理問題について慎重に判断すべき研究が、他の学部と比べて多く行われている。現状の教育が十分であることが、上記の

理由であれば問題はないが、改善の必要があるにも関わらず、改善がなされないのであれば、問題が大きい。

## 6. 研究の限界

本研究では、質問紙調査の回収率が、医学部の場合で 53.8% (43 施設)、看護学部の場合で 34.4% (75 施設) であった。このため、無回答大学の実態を加えると、本報告書で示す結果 (割合等) が変わる可能性がある。例えば、教育を行っている大学の方が、行っていない大学と比べて回答率が高いとすれば、本調査結果が示す教育の実施率は、実際より高値を示している可能性がある。

上記のような問題はあるものの、本研究結果からは、有益な情報が少なからず得られたと言える。例えば、教育の実施率についても、その割合は正確には明らかにならないが、それでも、教育を行っていない医学部や看護学部があることが明らかになったことは、そのこと自体で大きな意義があると言える。

なお、本研究における回答率は上記のとおりであるが、質問紙調査の回答率としては、低いとはいえない。

## 7. 謝辞

本研究を計画する段階で、神戸大学大学院医学系研究科 江原一雅 客員教授に貴重な助言をいただいた。